

(平成25年1月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 6件

岩手国民年金 事案 758

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

私は、20 歳になったときに国民年金に加入し、亡き父が家族 3 人分一緒に国民年金保険料を納付していたが、亡き父と母は申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私の記録だけが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は申立人の亡き父が行ってくれたとしているところ、申立期間当時、申立人と同居していた亡き父及び母は未納期間が無いことから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は 3 か月と短期間である上、申立期間以外の国民年金保険料は納付済みとなっていることから、申立期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

さらに、申立期間直後の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、当初未納とされていたが、A 町作成の国民年金被保険者名簿では納付済みとなっていることが確認できることから平成 23 年 2 月 2 日付けで未納から納付済みに記録訂正されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成15年4月30日の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和28年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：平成15年4月30日

ねんきん定期便において、A社における平成15年4月30日に支給された賞与30万円について、厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

私の申立期間に係る賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入しているB健康保険組合から提出された申立人の適用台帳の記録及び申立人が申立事業所からの給与の振込先として指定していた金融機関から提出された預金取引明細表から判断すると、申立人は、平成15年4月30日において、その主張する賞与が支給され、標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

岩手厚生年金 事案 1030

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成15年4月30日の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月30日

ねんきん定期便において、A社における平成15年4月30日に支給された賞与10万円について、厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

私の申立期間に係る賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入しているB健康保険組合から提出された申立人の適用台帳の記録及び申立人が申立事業所からの給与の振込先として指定していた金融機関から提出された預金取引明細表から判断すると、申立人は、平成15年4月30日において、その主張する賞与が支給され、標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

岩手厚生年金 事案 1031

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成15年4月30日の標準賞与額に係る記録を5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月30日
ねんきん定期便において、A社における平成15年4月30日に支給された賞与5万円について、厚生年金保険被保険者記録が確認できない。
私の申立期間に係る賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入しているB健康保険組合から提出された申立人の適用台帳の記録及び申立人が申立事業所からの給与の振込先として指定していた金融機関から提出された預金取引明細表から判断すると、申立人は、平成15年4月30日において、その主張する賞与が支給され、標準賞与額（5万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成15年4月30日の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月30日

ねんきん定期便において、A社における平成15年4月30日に支給された賞与30万円について、厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

私の申立期間に係る賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入しているB健康保険組合から提出された申立人の適用台帳の記録及び申立人が申立事業所からの給与の振込先として指定していた金融機関から提出された預金取引明細表から判断すると、申立人は、平成15年4月30日において、その主張する賞与が支給され、標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成15年4月30日の標準賞与額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月30日
ねんきん定期便において、A社における平成15年4月30日に支給された賞与10万円について、厚生年金保険被保険者記録が確認できない。
私の申立期間に係る賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入しているB健康保険組合から提出された申立人の適用台帳の記録及び申立人が申立事業所からの給与の振込先として指定していた金融機関から提出された預金取引明細表から判断すると、申立人は、平成15年4月30日において、その主張する賞与が支給され、標準賞与額（10万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所（現在は、B事業所）に係るC共済組合の組合員資格取得日は平成元年6月1日、同資格喪失日は同年12月22日、また、同資格の再取得日は3年10月1日、同資格の喪失日は14年4月1日であると認められることから、当該期間のC共済組合の組合員資格取得日及び同資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成元年6月から同年11月までの期間及び3年10月から14年3月までの期間の標準報酬月額については、平成元年6月から同年9月までは10万4,000円、同年10月から同年11月までは11万円、3年10月から4年9月までは11万円、同年10月から5年9月までは12万6,000円、同年10月から6年9月までは10万4,000円、同年10月から8年9月までは11万8,000円、同年10月から9年9月までは13万4,000円、同年10月から10年9月までは12万6,000円、同年10月から11年9月までは13万4,000円、同年10月から12年9月までは12万6,000円、同年10月から13年9月までは13万4,000円及び同年10月から14年3月までは14万2,000円とすることが必要である。

また、D社に係る厚生年金保険被保険者記録については、事業主は、申立人が平成元年12月22日に被保険者資格を取得し、3年9月11日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人の同社に係る被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、平成元年12月から2年7月までは13万4,000円、同年8月から3年6月までは16万円及び同年7月から同年8月までは19万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年6月1日から14年4月1日まで
② 平成元年12月22日から3年9月11日まで

私のA事業所におけるC共済組合員記録を見ると、平成元年6月1日から14年4月1日まで継続している。

しかしながら、私は、当該事業所を平成元年 12 月 21 日で退職し、同年 12 月 22 日から 3 年 9 月 11 日までは、D社に勤務していた期間であり、その後、C 共済組合の組合員資格を再取得したので、同共済組合員記録を訂正した上で、D社の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B事業所から提出された年金組合員台帳及びオンライン記録によると、申立人のC共済組合員記録は、平成元年6月1日から14年4月1日まで継続していることが確認できる。

一方、厚生年金保険被保険者記録、E厚生年金基金の記録、雇用保険被保険者記録等から、申立人は、平成元年12月22日から3年9月11日までD社に勤務していたことが認められるところ、同期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録は、厚生年金保険法第12条により適用除外とされており、21年1月13日に取消し処理されていることが確認できる。

また、B事業所は、申立人の上記期間におけるA事業所での勤務実態について、不明と回答している上、現在の経理担当者は、「共済年金の加入者については、毎年必ず定時決定の手続を行っている。」と供述しているところ、B事業所から提出された申立人の年金組合員台帳及びC共済組合から提出された資料を見ると、平成2年及び3年の定時決定の手続が行われていないことが確認できる。

さらに、B事業所から提出された申立人の給与振込みに係る記録によると、平成2年1月分から3年9月分まで（D社に勤務していた期間に相当）の給与については、A事業所から振込みが無かったことが確認できる上、B事業所は「従業員の給与を他の金融機関に振り込むことは無い。」と回答している。

加えて、申立人から提出されたA事業所への再就職の際の履歴書（本人控え）の記載内容、同僚の供述等から判断すると、申立人は、当該事業所を平成元年12月21日に一度退職し、3年10月1日に再就職したものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のC共済組合の組合員資格取得日は平成元年6月1日、同資格喪失日は同年12月22日、また、同資格の再取得日は3年10月1日、同資格の喪失日は14年4月1日であると認められることから、申立期間①の組合員資格記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成元年6月から同年9月までは10万4,000円、同年10月から同年11月までは11万円、3年10月から4年9月までは11万円、同年10月から5年9月までは12万6,000円、同年10月から6年9月までは10万4,000円、同年10月から8年9月までは11万8,000円、同年10月から9年9月までは13万4,000円、同年10月から10年9月までは12万6,000円、同年10月から11年9月までは13万4,000円、同年10月から12年9月までは12万6,000円、同年10月から13年9月までは13万4,000円及び同年10月から14年3月までは14万2,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、E厚生年金基金の記録、雇用保険被保険者記録等から、申立人はD社に勤務していたことが認められ、かつ、事業主は申立人が平成元年12月22日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、3年9月11日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、同社に係る申立人の厚生年金保険被保険者記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に届け出た平成元年12月から2年7月までは13万4,000円、同年8月から3年6月までは16万円及び同年7月から同年8月までは19万円とすることが妥当である。